

チラシ配布後 (No.2) による問合せ・意見など (メール等)

★問合せ期間 平成23年7月23日 ~ 8月13日

★問合せ件数 16件

★問合せ町名

大沼町	4件
天神町	6件
花小金井五丁目	2件
花小金井六丁目	2件
不明	2件

★メールの内容 (複数意見含む) 19件
(意見の多い順)

	内容	件数	該当No.
1	新町名案について	8件	No.1, 2, 3, 7, 8, 12, 14, 16,
2	町区域の名称変更に反対	2件	No.4, 11,
3	住所変更に伴う費用について	2件	No.6, 13,
4	住所変更の手続きについて	2件	No.10, 15,
5	住居表示の必要性について	1件	No.2,
6	住居表示の進め方について	1件	No.2,
7	住居表示の実施に反対	1件	No.5,
8	町の区割りについて	1件	No.7,
9	丁目の配列について	1件	No.9,

★メールの中身について

次ページのとおり

<p>そ住民投票するとか、住民の理解を得られないまま事を勝手に進めないでください。 意見として述べさせていただきましたのでご返答は無用です。よろしくお願いたします。</p>				
メール受付日	H23. 7. 24	町名	大沼町（丁目不明）	No. 3
<p>【内容】 小平市役所市民課担当者殿 大沼町に居住する市民です。 今回の住居表示実施に関して要望したいことがあり、メールを出しました。 それはこの機会に美しい町名に変更していただけないかということです。 大沼町という名前は水を連想させるものがあり、最近の大地震の際に起きた液状化などと 関連付けてイメージされることも多いと思われます。 この際に、例えば「北花小金井」というような親しみやすい魅力的な町名に変更すること をご検討いただけないでしょうか。 住居表示実施に伴う何らかのメリットを享受したいと存じます。 以上、よろしくお願いたします</p>				
メール受付日	H23. 7. 24	町名	不明	No. 4
<p>【内容】 住居表示については賛成です。しかしそのために町区域の名称変更は大反対です。 現在の名称で全く不便は感じていません。誰のための変更か裏を感じます。</p>				
メール受付日	H23. 7. 24	町名	不明	No. 5
<p>【内容】 本日初めて上記について初めてお知らせを受け取り、驚き、困惑、そして同時にあきれ果 てている。 現在日本の直面する困難な問題を考える時、このような事に地方自治体が多大のエネルギ ーを費やす事にどのような意義があるのか理解しかねる。もっと最優先すべき課題がある のではないか？ またこれまでの住居表示法が煩雑不規則であったことは認めるにしても、それは歴史のな かで生まれ、これまで継続され、定着してきたもので、なぜ今変更しなければなら ないのか理解できない。今回の変更によって生ずる混乱や当事者の負担は計り知れないもの がある。また現在の思案はあくまで国内の視点のみしか考慮されていないが、海外の諸団 体、学会また海外に現住所で表示されている物件やクレジットカード等についての変更には 金銭的な負担や煩雑な手続きが必要となり、はなはだ迷惑な話である。全く市は余計な事 をしてくれたと思います。なぜ小平市は現行を維持すると決定することはできないのしよ</p>				

うか。以上私の率直な気持ちを申し上げました。			
メール受付日	H23. 7. 27	町名	天神町1丁目
No. 6			
【内容】			
<p>お世話様です。今回の住居表示実施の説明会7/31に予定されていますが、行けない可能性もありますのでチョット質問させてください。</p> <p>市からの説明文や今回の震災等で住居表示の改定の必要性は十分に理解できます。</p> <p>私、天神町1-〇〇-〇〇で会社登記しています。</p> <p>住居表示が変わった場合、登記上の変更や金融機関、取引先への変更届けが必要とされると思います。</p> <p>届けや変更の事務処理はする予定ですが、これは弊社のようなごく小企業においても甚大な作業になります。</p> <p>現在の日本経済の落ち込みを鑑みても、少しでも出費を抑えている昨今です。</p> <p>【法人の住居表示に関わる費用】は市のほうで全額負担もしくは、全額とはいかないまでも援助していただけるのでしょうか？</p> <p>個人であれば住所変更の挨拶状程度で済むのかもしれませんが・・・。</p> <p>よろしく願いいたします。</p>			
メール受付日	H23. 7. 28	町名	天神町1丁目
No. 7			
【内容】			
<p>小林小平市長殿</p> <p>市民課住居標示担当係り殿</p> <p>天神町一丁目に三十五年以上住んでいるものですが、七月三十一日の説明会に所用のため出席できないので、意見をメールさせていただきます。</p> <p>一丁目を二分割して、ほぼ真ん中の天神センター通りを境にして、一丁目と四丁目に分けるとの案、適当とは思えないため承服しかねます。むしろ幹線道路の新小金井街道を境にして、なぜか天神町からはずされたたけのこ公園南北の部分をふくめて、一ブロックにしたほうが、火災や震災等の防災上からも妥当なのではないでしょうか。そこで現在二丁目にふくまれている昭和病院のあたりもあわせて「花小金井西町」とし、さらに細分化の必要があれば、青梅街道をはさんで北を一丁目、南を二丁目に分けることを提案したいと思います。新小金井街道西側の部分は、従来どおり一丁目、二丁目として残せば、天神町三丁目や四丁目を新設しなくても済むと思います。昭和病院を利用する人の多くが西武線「花小金井駅」を利用していると思われるので、「花小金井」にかかわる地名にしたほうが地図やバス停の検索などに便利なのではないでしょうか。ぜひともご検討ください。</p>			

メール受付日	H23. 7. 28	町名	大沼町一丁目	No.	8
<p>【内容】</p> <p>小平市役所市民課 住居表示担当御中 お世話になります。</p> <p>標記の件ですが、現大沼町一丁目、二丁目の新町名としては、「大沼一丁目～七丁目」に賛成です。</p> <p>理由としては、次の二点です。</p> <p>①多くの地域で「〇〇町」といった住所が新しくなる際、「町」をとり「〇〇」となっている</p> <p>②変更後、しばらくは旧住所での郵便物も届くので、その際、「大沼町」か「大沼」かで、新旧の住所が区別できる</p> <p>以上です。 よろしく願いいたします。</p>					
メール受付日	H23. 7. 31	町名		No.	9
<p>【内容】</p> <p>大沼地区の様に「地域センターや図書館・公民館」等が所在する地域は一丁目が相応しいと思いますよ。現在の天神町一丁目も「天神地域センター・天神グラウンド、テニスコート」など有るので、この所在地域は当然、天神一丁目でしょう。新小金井街道や青梅街道、新青梅街道など交通の要所で知名度などを考えると一丁目に相応しいと思いますよ。四丁目では何だか小平のはずれの「寂しいところ」に存在しているような感じです。それらの施設がなければ。何も感じませんが・・・</p>					
メール受付日	H23. 7. 31	町名	天神町一丁目	No.	10
<p>【内容】</p> <p>今回の住居表示変更については、行政上の必要から実施する旨はやむを得ないと思います。ただ変更に伴う住民の負担については、軽減をしていただきたい。</p> <p>そこで何点か質疑させていただきます。</p> <p>[1]変更に伴う各種の変更届に伴う証明書は、どのような形式なのか。従来の住民票なのか、また、特別の証明書を発行するのか。またそれは無料か。</p> <p>[2]住民は、変更後にどのような届が必要かわからない人もいると思われるので、具体的な変更届けの項目について例示で示していただきたい。</p> <p>[3]今後の郵便物については、旧住所表示であっても配達されるのか。それは各自で届郵便局に届けることなく自動的に行われるのか。また、その期間は何年か。</p> <p>[4]変更手続きを必要とする事項が、有料であった場合は役所として対応をするのか。</p>					

[5]今回の変更は長期ビジョンで作成され。今後、更なる住所変更がなされることはないと考えて良いか。				
メール受付日	H23. 7. 31	町名	花小金井五丁目	No. 11
<p>【内容】</p> <p>小平市民課住居表示担当様</p> <p>7/30(土)の町名案説明会に出席できませんでしたのでメールにて意見を述べさせていただきます。</p> <p>結論は、花小金井5丁目の名称変更は望みませんし、現在の住居表示維持を要望いたします。</p> <p>当時、まずは野中通りの東側地域を住居表示変更し、西側についてはその後行うという考えであったわけで、それには反対いたしません。これまでの経緯を無視していること、8丁目となった場合の不動産の相場が下がる懸念等を考えますと、突然「5丁目から8丁目に名称変更する」との案は受け入れられません。現状において、変更が必要なほどの大きな問題があるのでしょうか？マイナーなことでは止めていただきたい。</p> <p>我々家族は、サラリーマンにはとても高価ではありましたが、町名が気に入って花小金井5丁目の戸建住宅を買う決心をし、平成9年に引っ越して参りました。小平市内でも花小金井5丁目は不動産の評価額が高く、大きなローンを覚悟して購入いたしましただけに、花小金井の名前が維持されるのは結構ですが8丁目となると町の外れという印象を受けてしまいますし、それによる評価額の下落リスクは一方的に住民の負担となっているのでしょうか。行政は、「そんなこと知ったことか」というスタンスではないと思っております。」</p>				
メール受付日	H23. 8. 2	町名	花小金井六丁目	No. 12
<p>【内容】</p> <p>市役所市民課御中</p> <p>花小金井六丁目住人です。</p> <p>住居表示実施についてのお知らせいただきました。</p> <p>花小金井七丁目への町名変更と町区域の変更案拝読しました。</p> <p>妥当な変更案と存じます。</p> <p>特に町名については、</p> <p>住居表示実施の主旨の中で、丁目は六丁目までの原則(?)にこだわらず、住民意見も反映いただいた上での、総合的に適切な結論と思います。</p> <p>花小金井の地名は歴史的な背景、良好な語感、駅名と同じという簡明性の3つを兼ね備えた、とても良い町名と思っております。</p> <p>(観光目的の駅名からきているので、この3つの一致は当然ですが。)</p>				

小平市の中でも、一つのエリアとしての意味合いも高いものと思います。
 今回住居表示の流れで、この良好な地名を活かした街になっていけばいいな、と思います。

メール受付日	H23. 8. 2	町名	天神町一丁目	No. 13
--------	-----------	----	--------	--------

【内容】

以下の質問があります。

現在、身分証明書として写真付きの住基カードを持っています。
 住所変更となるということは、住基カードの記載住所も変更になると思いますが、再発行の際の以下の手続き等はどうなっているのでしょうか？

①写真はそのままの使用できるのか？
 できなかった場合の写真代は、どこが負担してくれるのか？

②現在持っているカードはどういった方法で回収するのか？
 わざわざ仕事を休んで、市役所へ持っていかなければいけないのか？

③受け取りに関しても、こちらの要求ではないのに、仕事を休んでわざわざ市役所へ行かなくてはいけないのか？

④発行手数料が¥500 だったと思いますが、どこが負担するのか？

住居表示の変更について反対の意見の者です。
 理由として、現在、10 年以上、住んでいます、郵便のご配達等、特に不便に思ったことはありません。
 上記のようなこともあり、こちらのリスクばかりで、何のメリットもありません。
 まだ決定事項ではなくても、住基カードの現状の状況を早急に回答してください。
 よろしくお願い致します。

メール受付日	H23. 8. 2	町名	天神町一丁目	No. 14
--------	-----------	----	--------	--------

【内容】

天神町一丁目に住んでいます。
 天神町に愛着がありますので、新住居表示は「天神町」を残してください。

メール受付日	H23. 8. 10	町名	花小金井五丁目	No. 15
--------	------------	----	---------	--------

【内容】

小平市役所
 市民課 住居表示担当者 様
 日頃よりお世話になっております。
 花小金井5丁目の住居表示実施の対象地区に在住しております〇〇と申します
 先日、郵便でご案内いただいた「住居表示実施に向けてのお知らせ」について

質問がありご連絡させていただきました。
 実施に伴いいろいろ住所変更の手続きがあると思いますが、
 件数がどのくらいあるかわかりません。
 新しい住所と一緒に「しおり」を1ヶ月前にいただけるとありましたが
 1ヶ月で手続きの準備ができるか不安です。
 早めに「しおり」等連絡をいただくことはできないのでしょうか。
 また、新しい町名についてですが
 反対意見があった場合再度検討していただけたらと思いますが、
 その際またお知らせや説明会等でご連絡をいただけるということでよいのでしょうか。
 質問は以上です。よろしくお願いします。

メール受付日	H23. 8. 13	町名	花小金井六丁目	No.	16
--------	------------	----	---------	-----	----

【内容】

7月22日に住居表示実施にむけてのお知らせとして、実施新町名等を含む内容案の資料が各家庭に配布され、その住民説明会が我々花小金井6丁目を対象としては、7月30日に実施され私も出席しました。その時、天神町の一人の長い時間占有して、住居表示が何故必要か、変更の個人費用負担を市がするのか、突然出てきたこのような話に納得できない等々、3年以上前に戻るような意見をぐたぐた言っていた。今回はこれまでに何回も住民説明会などの手続きをしてきた中で、やっと具体的な名称案として“花小金井7丁目”が住居表示整備審議会から答申されたので、この名称案についての意見だけを議論すべきだと後で思いました。

私の意見は当日も申し上げましたが、今回の提示案どおり花小金井7丁目として是非進めていただきたいと思います。これまでの議論を無視して、これからまた振り出しに戻るようなことがあってはならないと思います。市役所住民課の皆さんのご苦労は大変だとは思いますが、一部の威圧的で裁判をも考えている等の脅迫じみた、くだらない意見を言う者の脅しに屈することなく、地域の歴史、伝統、文化を考慮し、これからも皆さんに愛される町名、花小金井7丁目となるようご努力をお願いし、地域の発展に寄与する町名になることを期待します。今月18日開催の住居表示整備審議会の議論を注目したいと思います。

メール受付日		町名		No.	
--------	--	----	--	-----	--

【内容】